

横須賀市以外の住民への開発行為の説明について

開発行為の説明の現行の規則の見直し、再発防止策と業者への教育についてご意見・ご提案を頂きましたので次のとおり回答いたします。

横須賀市は、開発行為などを行おうとするときは、影響を及ぼすおそれのある住民の皆様に対して計画説明を行うことを条例で定めています。

この度、横須賀市以外の住民の皆様が開発行為の説明が適切に行なわれずご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんでした。

本条例の目的は、住民への周知に係る手続きその他必要な事項を定め、地域住民と事業者との紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合の調整手続きを定めるものです。

本条例は、本市が定める区域のルールであり、市外に及ぶものではありませんので本条例の見直しは考えておりません。しかし、本条例の目的に立ち返って考える機会をいただき、本条例の目的を達成するためには、行為者は、横須賀市以外の住民への説明、要望等の対応について理解を得るよう努めることも必要となるため、本市は、地域住民と事業者との紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合には早期解決に向けて調整するよう行為者への教育に努めてまいります。